

## 京田辺市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年2月6日（月）午後3時から午後3時31分
- 2 開催場所 305会議室
- 3 出席委員（24人）

会長	5番	喜多義治
会長職務代理者	9番	澤田康夫
	1番	石坂 清
	2番	上村孝男
	3番	奥西和子
	4番	川端美恵
	7番	小泉辰夫
	8番	香村侃彦
	10番	下村茂樹
	11番	正田文敏
	12番	田中和雄
	13番	徳田和彦
	14番	中川利一
	15番	藤田俊郎
	16番	堀江幸和
	17番	前川義一
	18番	水山裕司
	19番	森 岳人
	20番	森田三彦
	21番	守本和廣
	22番	山崎安喜男
	23番	山下明子
	24番	山本邦彦
	25番	米田五司
- 4 欠席委員（1人）

	6番	北尾清晴
--	----	------
- 5 議事日程
  - (1) 議事録署名委員の指名
  - (2) 報告第1号 農地法第18条の規定による通知について
  - 報告第2号 使用貸借権の解約による通知について
  - 報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出について
  - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可について
  - 第2号議案 農地法第5条の規定による許可について
  - 第3号議案 2アール未満の農業用施設の届出の取消しについて
  - (3) その他
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	迫田 英昭
事務局長補佐	岩本 真吾
主査	寒川 悠也

7 会議の概要

<p>迫田事務局 長 喜多会長</p> <p>喜多会長</p> <p>喜多会長</p>	<p>(農業委員会事務局長 挨拶)</p> <p>(農業委員会会長 挨拶)</p> <p>ただいまの出席委員は24名。定足数に達しておりますので、これより京田辺市農業委員会2月総会を開会いたします。 京田辺市農業委員会規則第12条2項によりまして、会議録の署名委員を2名選出しなければなりません、私から指名してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>上村委員、水山委員、お願いします。</p>
<p>喜多会長</p> <p>事務局</p> <p>喜多会長</p> <p>委員</p> <p>委員</p> <p>委員</p> <p>喜多会長</p> <p>喜多会長</p>	<p>報告第1号、事務局より説明をお願いします。</p> <p>報告第1号、農地法第18条の規定による通知について。</p> <p>(番号1について、地域は興戸、地目は台帳、現況ともに田、面積、賃貸人、賃借人について説明。事由は合意解約。)</p> <p>(番号2について、地域は宮津、地目は台帳、現況ともに田、面積、賃貸人、賃借人について説明。事由は合意解約。)</p> <p>(番号3について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、面積、賃貸人、賃借人について説明。事由は合意解約。)</p> <p>それでは報告第1号、地元委員の説明をお願いします。</p> <p>(番号1について、地元委員から説明)</p> <p>(番号2について、地元委員から説明)</p> <p>(番号3について、地元委員から説明)</p> <p>報告第1号について、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、報告第1号、農地法第18条の規定による通知について、受理決定をさせていただきます。</p>
<p>喜多会長</p>	<p>報告第2号、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>報告第2号、使用貸借権の解約による通知について。</p> <p>(番号1について、地域は三山木、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、貸手、借手について説明。事由は合意解約。)</p> <p>(番号2について、地域は薪、地目は台帳が田、現況は畑、筆数、面積、貸手、借手について説明。事由は合意解約。)</p> <p>(番号3について、地域は宮津、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、貸手、借手について説明。事由は合意解約。)</p> <p>(番号4について、地域は宮津、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、貸手、借手について説明。事由は合意解約。)</p> <p>(番号5について、地域は薪、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、貸手、借手について説明。事由は合意解約。)</p>
喜多会長	<p>それでは報告第2号、地元委員の説明をお願いします。</p>
委員	<p>(番号1について、地元委員から説明)</p>
委員	<p>(番号2について、地元委員から説明)</p>
委員	<p>(番号3について、地元委員から説明)</p>
委員	<p>(番号4について、地元委員から説明)</p>
委員	<p>(番号5について、地元委員から説明)</p>
喜多会長	<p>報告第2号について、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(なし)</p>
喜多会長	<p>それでは、報告第2号、使用貸借権の解約による通知について、受理決定をさせていただきます。</p>
喜多会長	<p>報告第3号、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第3号、農地法第3条の3の規定による届出について。</p> <p>(番号1について、地域は三山木、地目は台帳、現況ともに田、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。)</p> <p>(番号2について、地域は草内、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。)</p>

<p>喜多会長</p> <p>委員</p> <p>委員</p> <p>委員</p> <p>喜多会長</p> <p>喜多会長</p>	<p>(番号3について、地域は薪、地目は台帳が田、現況は畑、筆数、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。)</p> <p>それでは報告第3号、地元委員の説明をお願いします。</p> <p>(番号1について、地元委員から説明)</p> <p>(番号2について、地元委員から説明)</p> <p>(番号3について、地元委員から説明)</p> <p>報告第3号について、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、報告第3号、農地法第3条の3の規定による届出について、受理決定をさせていただきます。</p>
<p>喜多会長</p> <p>事務局</p> <p>喜多会長</p> <p>委員</p>	<p>続きまして、第1号議案について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>第1号議案、農地法第3条の規定による許可について。</p> <p>(番号1について、地域は水取、地目は台帳が田、現況は畑、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は譲渡人は管理ができない、譲受人は農業経営拡大。)</p> <p>(番号2について、地域は宮津、地目は台帳、現況ともに田、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は譲渡人は管理ができない、譲受人は農業経営拡大。)</p> <p>(番号3について、地域は田辺、地目は台帳、現況ともに田、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は譲渡人は管理ができない、譲受人は農業経営拡大。)</p> <p>(番号4について、地域は薪、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は譲渡人は管理ができない、譲受人は農業経営拡大。)</p> <p>本日、3班の委員が現地確認。班長の委員より報告をお願いします。</p> <p>第1号議案、番号2、問題無し。番号4、進入路が無いような所だが、周囲を耕作されており、問題無し。 第2号議案、番号1、番号2、問題無し。</p>

喜多会長	それでは第1号議案、地元委員の説明をお願いします。
委員	(番号1について、地元委員から説明)
委員	(番号2について、地元委員から説明)
委員	(番号3について、地元委員から説明)
委員	(番号4について、地元委員から説明)
喜多会長	それでは第1号議案について、何かご質問、ご意見はございませんか。  (なし)
喜多会長	ご異議等はございませんか。  (異議なし)
喜多会長	それでは、第1号議案、農地法第3条の規定による許可について受理決定をさせていただきます。
喜多会長	続きまして、第2号議案について、事務局より説明をお願いします。
事務局	第2号議案、農地法第5条の規定による許可について。  (番号1番、地域は大住、地目は台帳、現況ともに畑、面積、譲渡人、譲受人について説明。転用目的は、露天駐車場。場所、土砂の流出対策、雨水排水対策について説明。汚水、生活雑排水は発生しない。綴喜西部土地改良区、手続き済み。)  (番号2番、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、面積、譲渡人、譲受人について説明。転用目的は、露天駐車場。場所、土砂の流出対策、雨水排水対策について説明。汚水、生活雑排水は発生しない。綴喜西部土地改良区、手続き済み。)
喜多会長	第2号議案、地元委員、説明をお願いします。
委員	(番号1について、地元委員から説明)
委員	(番号2について、地元委員から説明)
喜多会長	それでは、第2号議案、何かご質問、ご意見はございませんか。  (なし)

喜多会長	<p>ご意見、ご異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
喜多会長	<p>それでは、異議等はないようですので、第2号議案、農地法第5条の規定による許可について、受理決定をさせていただきます。</p>
喜多会長	<p>第3号議案について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第3号議案、2アール未満の農業用施設の届出の取消しについて</p>
	<p>(番号1について、地域は三山木、地目は台帳、現況ともに田、面積、願出人について説明。事由は、農業後継者の意向が変わり、農業用施設の計画をとりやめるため。受理日令和5年1月6日。取消される受理日令和5年1月10日。)</p>
喜多会長	<p>それでは、第3号議案、地元委員のご説明をよろしくお願いたします。</p>
委員	<p>(番号1について、地元委員から説明)</p>
喜多会長	<p>それでは、第3号議案について、何かご質問、ご意見はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
喜多会長	<p>ご異議等はございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
喜多会長	<p>よろしいですか。それでは、異議等がないようですので、第3号議案、2アール未満の農業用施設の届出の取消しについて受理決定をさせていただきます。</p> <p>本日の審議案件は以上です。</p> <p>(閉会)</p>